平 成 1 9 年 7 月 2 6 日 、大阪府後期高齢者医療広域連合規則第27号

(趣旨)

第1条 この規則は、大阪府後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例(平成19年大阪 府後期高齢者医療広域連合条例第21号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事 項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則の用語の意義は、条例の定めるところによる。

(要配慮個人情報)

- 第2条の2 条例第2条第3号の規則で定める記述等は、次に掲げる事項のいずれかを内容とする記述等(本人の病歴又は犯罪の経歴に該当するものを除く。)とする。
 - (1) 次のアからエまでに定める心身の機能の障害があること。
 - ア 身体障害者福祉法 (昭和24年法律第283号) 別表に掲げる身体上の障害
 - イ 知的障害者福祉法 (昭和35年法律第37号) にいう知的障害
 - ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)にいう精神障害(発達障害者支援法(平成16年法律第167号)第2条第2項に規定する 発達障害を含み、イに掲げるものを除く。)
 - エ 治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第4条第1項の政令で定めるものによる障害の程度が同項の厚生労働大臣が定める程度であるもの
 - (2) 本人に対して医師その他医療に関連する職務に従事する者(次号において「医師等」という。)により行われた疾病の予防及び早期発見のための健康診断その他の検査(同号において「健康診断等」という。)の結果
 - (3) 健康診断等の結果に基づき、又は疾病、負傷その他の心身の変化を理由として、本人に対して医師等により心身の状態の改善のための指導又は診療若しくは調剤が行われたこと。
 - (4) 本人を被疑者又は被告人として、逮捕、捜索、差押え、勾留、公訴の提起その他の刑事事件に関する手続が行われたこと。
 - (5) 本人を少年法(昭和23年法律第168号)第3条第1項に規定する少年又はその疑いのある者として、調査、観護の措置、審判、保護処分その他の少年の保護事件に関する手続が行われたこと。

(個人情報取扱事務登録簿)

- 第3条 条例第6条第1項の個人情報取扱事務登録簿は、様式第1号による。
- 2 条例第6条第1項第7号の実施機関の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。
 - (1) 個人情報取扱事務の登録年月日(登録した事項を変更する場合にあっては変更年月

日)

- (2) 個人情報取扱事務の根拠法令等
- (3) 個人情報の処理形態
- (4) 個人情報の目的外の利用又は提供の有無
- (5) 当該実施機関以外のものに対する経常的な個人情報の提供の有無
- (6) 他法令等による開示、訂正(条例第25条第1項に規定する訂正をいう。)及び利用 停止(条例第33条第1項各号に掲げる措置をいう。)の制度の有無
- (7) 氏名及び住所又は居所のみでは、本人を検索することが困難である場合にあっては、 本人の検索に資する項目の有無
- (8) 条例第10条第1項の規定による委託の有無
- (9) 個人情報が記録されている主な行政文書の名称及び当該行政文書に記載されている 個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 (平成二十五年法律第二十七号)第二条第五項に規定する個人番号をいう)の有無 (保有個人情報開示請求書)
- 第4条 条例第17条第1項に規定する開示請求書は、保有個人情報開示請求書(様式第 2号)とする。
- 2 条例第17条第1項第3号の実施機関の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。
 - (1) 請求年月日
 - (2) 連絡先
 - (3) 代理人(以下、法定代理人及び本人の委任による代理人をいう。) が条例第12条第2項の規定により開示請求(同条第1項の規定による請求をいう。以下同じ。) をする場合にあっては、当該開示請求に係る保有個人情報の本人の氏名及び住所又は居所
- 3 第1項の保有個人情報開示請求書には、次に掲げる事項を記載することができる。
 - (1) 希望する保有個人情報の開示の実施の方法
 - (2) 希望する保有個人情報の開示の実施の日時 (本人等の確認に必要な書類)
- 第5条 条例第17条第2項(条例第23条第6項、第27条第3項、第35条第2項及び第40条第2項において準用する場合を含む。)の保有個人情報の本人又はその代理人であることを証明するために必要な書類で実施機関の定めるものは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類とする。
 - (1) 本人が開示請求をする場合 運転免許証、旅券その他これらに類する書類
 - (2) 法定代理人が開示請求をする場合 当該法定代理人に係る前号に掲げる書類及び戸籍抄本、成年後見に関する登記事項証明書その他法定代理人であることを証明する書類
 - (3) 本人の委任による代理人が開示請求をする場合 当該本人の委任による代理人に係る前号に掲げる書類及び委任状その他本人の委任による代理人の資格を証明する書類
- 2 条例第12条第2項の規定により開示請求をした代理人は、開示の前又は開示しない 旨の決定の前にその資格を喪失したときは、直ちに書面でその旨を広域連合長(条例第 21条第1項の規定による通知があった場合にあっては、移送を受けた実施機関)に届 け出なければならない。

3 前項の規定による届出があったときは、当該開示請求は、取り下げられたものとみなす。

(開示請求に係る補正通知書)

第6条 条例第17条第4項の規定による補正の求めは、開示請求に係る補正通知書(様式第3号)により行う。

(保有個人情報開示決定通知書等)

- 第7条 条例第18条第1項の書面は、開示請求に係る保有個人情報の全部の開示をする 旨の決定をした場合にあっては保有個人情報開示決定通知書(様式第4号)、開示請求に 係る保有個人情報の一部の開示をする旨の決定をした場合にあっては保有個人情報部分 開示決定通知書(様式第5号)とする。
- 2 条例第18条第2項の書面は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書面とする。
 - (1) 次号及び第3号に掲げる場合以外の場合 保有個人情報非開示決定通知書(様式第6号)
 - (2) 条例第16条の規定により開示請求を拒否する場合 保有個人情報開示請求拒否決定通知書(様式第7号)
 - (3) 開示請求に係る個人情報を保有していない場合 不存在による非開示決定通知書 (様式第8号)

(保有個人情報開示決定等期間延長通知書)

第8条 条例第19条第2項に規定する書面は、保有個人情報開示決定等期間延長通知書 (様式第9号)とする。

(保有個人情報開示決定等の期限の特例通知書)

第9条 条例第20条第1項の書面は、保有個人情報開示決定等の期限の特例通知書 (様式第10号) とする。

(保有個人情報開示請求事案移送通知書)

第10条 条例第21条第1項の書面は、保有個人情報開示請求事案移送通知書(様式第 11号)とする。

(第三者保護に関する手続)

- 第11条 条例第22条第1項及び第2項の実施機関の規則で定める事項は、次に掲げる 事項とする。
 - (1) 開示請求があった日
 - (2) 開示請求に係る保有個人情報が記録されている行政文書に記録されている当該第三者(条例第22条第1項に規定する第三者をいう。以下この条において同じ。) に関する情報の内容
 - (3) 条例第22条第2項の規定により意見を書面により提出する機会を与える場合にあっては、その理由
 - (4) 意見を書面により提出する場合の提出先及び提出期限
- 2 条例第22条第1項の規定による通知は、第三者意見書提出機会通知書(様式第12 号)により行う。
- 3 条例第22条第2項の規定による通知は、第三者意見書提出機会通知書(様式第13

号) により行う。

- 4 条例第22条第3項の規定による通知は、第三者に関する情報が含まれている保有個人情報の開示決定に係る通知書(様式第14号)により行う。
- 5 広域連合長は、条例第22条第1項又は第2項の規定による通知をした場合において、 当該通知に係る開示決定(条例第18条第1項の決定をいう。以下同じ。)をしたとき(条 例第22条第3項に規定する場合を除く。)は、当該第三者に対し、その旨を、第三者に 関する情報が含まれている保有個人情報の開示決定に係る通知書(様式第15号)によ り通知する。

(開示の実施等)

- 第12条 条例第23条第2項の文書、図画又は写真(以下「文書等」という。)の当該保有個人情報に係る部分の写しの交付の方法は、次に掲げるものを交付することとする。 ただし、広域連合長がその保有する処理装置により容易に当該保有個人情報の開示を実施することができる場合に限る。
 - (1) 当該保有個人情報に係る部分を乾式複写機により日本工業規格A列3番(以下「A3判」という。)以下の大きさの用紙に単色刷りで複写したもの。ただし、これにより難い場合にあっては、当該保有個人情報に係る部分を乾式複写機により広域連合長が別に定める大きさの規格の用紙に単色刷りで複写したもの
 - (2) 当該保有個人情報に係る部分を乾式複写機によりA3判以下の大きさの用紙に多色刷りで複写したもの。ただし、これにより難い場合にあっては、当該保有個人情報に係る部分を乾式複写機により広域連合長が別に定める大きさの規格の用紙に多色刷りで複写したもの
 - (3) 当該保有個人情報に係る部分をスキャナ(これに準ずる画像読取装置を含む。以下同じ。)により読み取ってできた電磁的記録(条例第2条第4号に規定する電磁的記録をいう。以下同じ。)をフロッピーディスク、光磁気ディスク又は光ディスクに複写したもの
- 2 条例第23条第2項の閲覧に準ずる方法として実施機関の規則で定める方法は、次の 各号に掲げる電磁的記録の区分に応じ、当該各号に定める方法とする。
 - (1) 録音テープ又は録音ディスク 当該録音テープ又は録音ディスクの当該保有個人情報に係る部分を専用機器により再生したものの聴取
 - (2) ビデオテープ又はビデオディスク 当該ビデオテープ又はビデオディスクの当該保 有個人情報に係る部分を専用機器により再生したものの視聴
 - (3) 電磁的記録(電子計算機(他の電子計算機と情報通信網で結合することにより一体として情報の処理を行うものに限る。)に内蔵され、又は常時接続されている電磁的記録媒体(電磁的記録を記憶する媒体をいう。以下同じ。)に記録されているものに限る
 - 。) 当該電磁的記録の当該保有個人情報に係る部分を用紙に出力したものの閲覧
 - (4) 前3号に掲げる電磁的記録以外の電磁的記録 次に掲げる方法のうち、広域連合長 が適当と認める方法
 - ア 当該電磁的記録の当該保有個人情報に係る部分を用紙に出力したものの閲覧
 - イ 当該電磁的記録の当該保有個人情報に係る部分を専用機器により再生したものの 閲覧又は視聴

- 3 条例第23条第2項の写しの交付に準ずる方法として実施機関の規則で定める方法は、 次の各号に掲げる電磁的記録の区分に応じ、当該各号に定める物を交付することとする。
 - (1) 録音テープ又は録音ディスク 当該録音テープ又は録音ディスクの当該保有個人情報に係る部分を録音カセットテープ又は光ディスクに複写したもの
 - (2) ビデオテープ又はビデオディスク 当該ビデオテープ又はビデオディスクの当該保 有個人情報に係る部分をビデオカセットテープ又は光ディスクに複写したもの
 - (3) 前2号に掲げる電磁的記録以外の電磁的記録 次に掲げる物のうち、広域連合長が 適当と認めるもの
 - ア 当該電磁的記録の当該保有個人情報に係る部分を用紙に出力したものの写し
 - イ 当該電磁的記録の当該保有個人情報に係る部分をフロッピーディスクに複写したもの
 - ウ 当該電磁的記録の当該保有個人情報に係る部分を光磁気ディスクに複写したもの
 - エ 当該電磁的記録の当該保有個人情報に係る部分を光ディスクに複写したもの
- 4 条例第23条第3項の保有個人情報が記録されている行政文書(電磁的記録に限る。) を複写した物の閲覧に準ずる方法として実施機関の規則で定める方法は、次の各号に掲 げる電磁的記録の区分に応じ、当該各号に定める方法とする。
 - (1) 録音テープ又は録音ディスク 当該録音テープ又は録音ディスクを録音カセットテープその他これに類する物に複写したものの当該保有個人情報に係る部分を専用機器により再生したものの聴取
 - (2) ビデオテープ又はビデオディスク 当該ビデオテープ又はビデオディスクをビデオ カセットテープその他これに類する物に複写したものの当該保有個人情報に係る部分 を専用機器により再生したものの視聴
 - (3) 前2号に掲げる電磁的記録以外の電磁的記録 次に掲げる方法のうち、広域連合長が適当と認める方法
 - ア 当該電磁的記録を用紙に出力したものの当該保有個人情報に係る部分を複写した 物の閲覧
 - イ 当該電磁的記録を電磁的記録媒体に複写した物の当該保有個人情報に係る部分を 専用機器により再生したものの閲覧又は視聴
- 5 条例第23条第3項の保有個人情報が記録されている行政文書(電磁的記録に限る。) を複写した物の写しの交付に準ずる方法として実施機関の規則で定める方法は、次の各 号に掲げる電磁的記録の区分に応じ、当該各号に定める物を交付することとする。
 - (1) 録音テープ又は録音ディスク 当該録音テープ又は録音ディスクを録音カセットテープその他これに類する物に複写したものの当該保有個人情報に係る部分を更に他の 録音カセットテープ又は光ディスクに複写したもの
 - (2) ビデオテープ又はビデオディスク 当該ビデオテープ又はビデオディスクをビデオ カセットテープその他これに類する物に複写したものの当該保有個人情報に係る部分 を更に他のビデオカセットテープ又は光ディスクに複写したもの
 - (3) 前2号に掲げる電磁的記録以外の電磁的記録 次に掲げる物のうち、広域連合長が 適当と認めるもの
 - ア 当該電磁的記録を用紙に出力したものの当該保有個人情報に係る部分を複写した

ものの写し

- イ 当該電磁的記録を電磁的記録媒体に複写したものの当該保有個人情報に係る部分 を更にフロッピーディスクに複写したもの
- ウ 当該電磁的記録を電磁的記録媒体に複写したものの当該保有個人情報に係る部分 を更に光磁気ディスクに複写したもの
- エ 当該電磁的記録を電磁的記録媒体に複写したものの当該保有個人情報に係る部分 を更に光ディスクに複写したもの
- 6 条例第23条第4項の実施機関の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。
 - (1) 第4条第3項第2号に掲げる事項
 - (2) 開示決定に係る保有個人情報の一部について開示の実施を希望する場合にあっては、 その旨及び当該部分
- 7 条例第23条第4項の規定による申出は、保有個人情報開示実施方法等申出書(様式 第16号)により行わなければならない。ただし、広域連合長が特別の理由があると認 めるときは、この限りでない。
- 8 第4条第3項各号に掲げる事項が記載されている同条第1項の保有個人情報開示請求 書が提出されているときは、当該保有個人情報開示請求書を提出した者については、当 該事項に係る条例第23条第4項の規定による申出があったものとみなす。
- 9 保有個人情報が記録されている行政文書の閲覧(第2項に規定する方法を含む。次項において同じ。)をする者は、当該行政文書を丁寧に取り扱うこととし、これを改ざんし、 汚損し、又は破損してはならない。
- 10 広域連合長は、前項の規定に違反し、又は違反するおそれがあると認められる者に対し、保有個人情報が記録されている行政文書の閲覧を中止させ、又は禁止することがある。
- 11 保有個人情報が記録されている行政文書の写し(条例第23条第3項の規定により 交付される行政文書を複写した物の写し並びに第3項及び第5項の規定により交付され る物を含む。)の交付の部数は、開示請求1件につき1部とする。

(口頭により開示請求ができる保有個人情報の公示)

- 第13条 広域連合長は、条例第24条第1項の規定により口頭により開示請求を行うことができる保有個人情報を定めたときは、当該保有個人情報の項目並びに口頭により開示請求を行うことができる期間及び場所を公示する。(費用の納付等)
- 第14条 条例第53条各号の写し(電磁的記録である行政文書等に係るものに限る。)の 作成に準ずるものとして実施機関が定めるものは、同条各号に規定する実施機関の規則 で定める方法により交付される物の作成とする。
- 2 第12条第3項及び第5項の規定は、条例第53条第3号の実施機関の規則で定める 方法について準用する。
- 3 条例第53条各号の写し(第1項に規定する物を含む。以下同じ。)の作成に要する費用の額は、別表のとおりとする。
- 4 前項の写しの送付に要する費用の額は、郵便料金相当額とする。
- 5 前2項の費用は、前納しなければならない。
- 6 広域連合長は、必要があると認めるときは、条例第53条第2項の規定により、第3

項及び第4項の費用を減額し、又は免除することができる。

(保有個人情報訂正請求書)

- 第15条 条例第27条第1項に規定する訂正請求書は、保有個人情報訂正請求書(様式 第17号)とする。
- 2 条例第27条第1項第4号の実施機関の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。
 - (1) 請求年月日
 - (2) 連絡先
 - (3) 代理人が条例第25条第3項において準用する条例第12条第2項の規定により訂正請求(条例第25条第1項の規定による請求をいう。以下同じ。)をする場合にあっては、当該訂正請求に係る保有個人情報の本人の氏名及び住所又は居所
- 3 第5条第2項及び第3項の規定は、代理人が訂正請求をした場合について準用する。 (訂正請求に係る補正通知書)
- 第16条 条例第27条第3項において準用する条例第17条第4項の規定による補正の 求めは、訂正請求に係る補正通知書(様式第18号)により行う。

(保有個人情報訂正決定通知書等)

- 第17条 条例第28条第1項の書面は、被訂正請求部分(同項に規定する被訂正請求部分をいう。以下同じ。)の全部の訂正をする旨の決定をした場合にあっては保有個人情報訂正決定通知書(様式第19号)、被訂正請求部分の一部の訂正をする旨の決定をした場合にあっては保有個人情報部分訂正決定通知書(様式第20号)とする。
- 2 条例第28条第2項の書面は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書面とする。
 - (1) 次号及び第3号に掲げる場合以外の場合 保有個人情報非訂正決定通知書(様式第 21号)
 - (2) 条例第26条において準用する条例第16条の規定により訂正請求を拒否する場合 保有個人情報訂正請求拒否決定通知書(様式第22号)
 - (3) 訂正請求に係る個人情報を保有していない場合 不存在による非訂正決定通知書 (様式第23号)

(保有個人情報訂正決定等期間延長通知書)

第18条 条例第29条第2項の書面の様式は、保有個人情報訂正決定等期間延長通知書 (様式第24号)とする。

(保有個人情報訂正決定等の期限の特例通知書)

第19条 条例第30条第1項の書面は、保有個人情報訂正決定等の期限の特例通知書(様式第25号)とする。

(保有個人情報訂正請求事案移送通知書)

第20条 条例第31条第1項の書面は、保有個人情報訂正請求事案移送通知書(様式第 26号)とする。

(保有個人情報利用停止請求書)

- 第21条 条例第35条第1項に規定する利用停止請求書は、保有個人情報利用停止請求書(様式第27号)とする。
- 2 条例第35条第1項第4号の実施機関の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 請求年月日
- (2) 連絡先
- (3) 代理人が条例第33条第3項において準用する条例第12条第2項の規定により利用停止請求(条例第33条第2項に規定する利用停止請求をいう。以下同じ。)をする場合にあっては、当該利用停止請求に係る保有個人情報の本人の氏名及び住所若しくは居所
- 3 第5条第2項及び第3項の規定は、代理人が利用停止請求をした場合について準用する。

(利用停止請求に係る補正通知書)

第22条 条例第35条第2項において準用する条例第17条第4項の規定による補正の 求めは、利用停止請求に係る補正通知書(様式第28号)により行う。

(保有個人情報利用停止決定通知書等)

- 第23条 条例第36条第1項の書面は、被利用停止請求部分(同項に規定する被利用停止請求部分をいう。以下同じ。)の全部の利用停止をする旨の決定をした場合にあっては保有個人情報利用停止決定通知書(様式第29号)、被利用停止請求部分の一部の利用停止をする旨の決定をした場合にあっては保有個人情報部分利用停止決定通知書(様式第30号)とする。
- 2 条例第36条第2項の書面は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書面とする。
 - (1) 次号及び第3号に掲げる場合以外の場合 保有個人情報非利用停止決定通知書 (様式第31号)
 - (2) 条例第34条において準用する条例第16条の規定により利用停止請求を拒否する 場合 保有個人情報利用停止請求拒否決定通知書(様式第32号)
 - (3) 利用停止請求に係る個人情報を保有していない場合 不存在による非利用停止決定 通知書(様式第33号)

(保有個人情報利用停止決定等期間延長通知書)

第24条 条例第37条第2項の書面は、保有個人情報利用停止決定等期間延長通知書(様式第34号)とする。

(保有個人情報利用停止決定等の期限の特例通知書)

第25条 条例第38条第1項の書面は、保有個人情報利用停止決定等の期限の特例通知 書(様式第35号)とする。

(保有個人情報取扱是正申出書)

- 第26条 条例第40条第1項に規定する申出書は、保有個人情報取扱是正申出書(様式 第36号)とする。
- 2 条例第40条第1項第4号の実施機関の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。
 - (1) 申出年月日
 - (2) 連絡先
 - (3) 代理人が条例第39条第2項において準用する条例第12条第2項の規定により是正の申出(条例第39条第1項の規定による申出をいう。以下同じ。)をする場合にあっては、当該是正の申出に係る保有個人情報の本人の氏名及び住所又は居所

- 3 第5条第2項及び第3項の規定は、代理人が是正の申出をした場合について準用する。 (保有個人情報取扱是正申出処理通知書)
- 第27条 条例第41条第1項の書面は、保有個人情報取扱是正申出処理通知書(様式第37号)とする。

(諮問をした旨の通知)

第28条 条例第43条の規定による通知は、審議会諮問通知書(様式第38号)による ものとする。

(第三者からの審査請求を棄却する場合等の通知)

第29条 条例第44条において準用する条例第22条第3項の規定による通知は、条例 第44条第1号に該当する場合にあっては審査請求人等に関する情報が含まれる保有個 人情報の開示実施日等通知書(様式第39号)、同条第2号に該当する場合にあっては審 査請求人等に関する情報が含まれる保有個人情報の開示決定に係る通知書(様式第40 号)により行う。

(意見書等の閲覧等)

第30条 第12条第2項及び第3項の規定は、条例第50条の閲覧等に準ずる方法として実施機関の規則で定める方法について準用する。

(意見書等の閲覧等の申出)

- 第31条 条例第50条の規定により大阪府後期高齢者医療広域連合個人情報保護審議会 (以下「審議会」という。)に同条の意見書又は資料(以下「意見書等」という。)の閲 覧又は写しの交付(以下「閲覧等」という。)を求めようとする審査請求人等(条例第4 6条第4項に規定する審査請求人等をいう。以下同じ。)は、提出資料閲覧等申出書(様 式第41号)を審議会に提出しなければならない。
- 2 審議会は、前項の提出資料閲覧等申出書の提出があったときは、速やかに閲覧等の諾 否を決定し、次の各号に掲げる当該決定の区分に応じ、当該各号に定める書面により当 該提出をした審査請求人等にその旨を通知しなければならない。
 - (1) 求めがあった意見書等の全部の閲覧等を承諾するとき 提出資料閲覧等承諾通知書 (様式第42号)
 - (2) 求めがあった意見書等の一部の閲覧等を承諾するとき 提出資料閲覧等一部承諾通知書(様式第43号)
 - (3) 求めがあった意見書等の閲覧等を拒否するとき 提出資料閲覧等拒否通知書 (様式 第44号)
- 3 審議会は、前項の規定により閲覧等の諾否を決定する場合において、当該閲覧等に係る意見書等に第三者(国、独立行政法人等(条例第2条第5号に規定する独立行政法人等をいう。)、地方公共団体、地方独立行政法人及び第1項の規定により提出資料閲覧等申出書を提出したもの以外のものをいう。以下同じ。)に関する情報が記録されているときは、あらかじめ当該第三者の意見を聴くことができる。
- 4 審議会は、審査請求人等の求めがあったときは、審議会に提出された当該審査請求人等に係る事件に関する意見書等の目録を閲覧に供しなければならない。

(運用状況の公表)

第32条 条例第56条の規定による公表は、大阪府後期高齢者医療広域連合公告式条例

(平成19年大阪府後期高齢者医療広域連合条例第1号)の規定の例により行うものとする。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成27年規則第4号)

(施行期日)

この規則は、番号法附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日(平成28年1月1日)から施行する。

附 則(平成28年規則第5号)

(施行期日)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成30年規則第5号)

(施行期日)

この規則は、公布の日から施行する。

別表(第14条関係)

項		区分	費用の	額
1	乾式複写機による作成	単色刷り	1枚につき	10円
		多色刷り	1枚につき	30円
2	録音カセットテープへの)複写による作成	1巻につき	270円
3	ビデオカセットテープへ	の複写による作成	1巻につき	320円
4	フロッピーディスクへ	文書等をスキャナにより読	1枚につき20	円に当該文
	の複写による作成	み取ってできた電磁的記録	書等1枚ごとに	10円を加
		の複写の場合	えた額	
		その他の場合	1枚につき	80円
5	光磁気ディスクへの複	文書等をスキャナにより読	1枚につき14	0円に当該
	写による作成	み取ってできた電磁的記録	文書等1枚ごと	に10円を
		の複写の場合	加えた額	
		その他の場合	1枚につき	200円
6	光ディスクへの複写に	文書等をスキャナにより読	1枚につき40	円に当該文
	よる作成	み取ってできた電磁的記録	書等1枚ごとに	10円を加
		の複写の場合	えた額	
		その他の場合	1枚につき	100円

備考

- 1 用紙の両面に印刷された写しを作成する場合については、片面を1枚として計算する。
- 2 乾式複写機による作成については、原則として、A3判までの大きさの用紙を用いることとし、これを超える大きさの規格の用紙を用いた場合については、A3判による用紙を用いた場合の枚数に換算して写しの枚数を計算するものとする。
- 3 この表の中欄に掲げる方法以外の方法による写しの作成に要する費用の額は、広域連合長が別に定める。

	個人情	報取扱事務	登録簿				
7½ /A → /A →A	H 4		登録	大年月日	年	月	日
登 録 主 管 調 	果 名		変更	年月日	年	月	目
個人情報取扱事務の)名称						
個人情報取扱事務の) 目的						
個人情報取扱事務の根拠	法令等						
個人情報の対象者の)範 囲						
個人情報の記録項	家 展 生 活 等 と	社 □□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□	E 3	★ 1 を 1 を 2 を 2 を 2 を 2 を 2 を 2 を 2 を 2 を	₹・信仰 その障害 その結果 よる指導・診	療・調剤 上事実 上事実 医別の駅 情報	因と
/m 1 1 to 10 - 10 - 10 - 10 - 10 - 10 - 10 - 10	□電子計算機処 □電子計算機処 (手作業処理	理を含まない		· ステム名 ·インによ]有 [□無
個人情報の収集先		刊行物等	□他の □民間	官公庁]・私人	□その他	号該当	á))
個人情報の目的外利用・提供の有無		条例上の根拠 実施機関内部 他の実施機関	□他の		□その他	該当))
提供の有無	□無 □有	:	提供先				
他 法 令 等 に よ る 開 示 、 訂 正 及 び 利用停止制度の有無	□無 □有 (開示・訂正・	利用停止)	法令等 の名称				
本人の検索に資する項目の有無	□無 □有		項目名				
外部委託の有無	□無□有		委 託 内 容				
個人情報が記録る及び当該行政文書	されている。に記載されて	主な行政 ている個人	文書の番号の)名 称 の有 無	備	考	
1 (個人番号 □無	□有) 3	(個人番号	□無	□有)			
2 (個人番号 □無	□有) 4	(個人番号	□無	□有)			

大阪府後期高齢者医			人 忄	青報開示請求 様	書	年	月	日
住所又は居所	(郵便番)				
がな 氏 名								
連絡先(電話番号)								
大阪府後期高齢者医 大阪府後期高齢者医 個人情報の開示を請求		6個人情報 6個人情報	保記 保記	雙条例第12条第1 雙条例第12条第2	項の規定によ 項	り、次	のとおり) 保有
請求に係る保有個人情	報の内容							
保有個人情報を特定 に必要となる事項 申請書を提出した場 申請書の提出年月	(例えば							
※希望する開示の第	尾施 方法	□ 閲覧 □ 閲覧 2 □ 閲用 3 □ 写用	覧部(紙の紙デ		の写しの交付; する。 。)の方法 機器による □ 録音カセ:	を希望 [*] ットテ [、]	する。 ープ	
※希望する開示の実施		午前(午	後)		(午後) 時	分ま	での間	
代理人が請求する場	合には、ガ _{「ゕヮ}	ての欄にも _{がな} し	記	人してください。				
本人の氏名及び住 所 又 は 居 所				郭便番号)			
V. o. III.) = 1 - L - V.		(電話番号	+)					
次の欄は記入する必	要かめりま (1) 本		(海車	云免許証・旅券・そ	<u>の</u> 針 ())	
本人等確認書類	(2) 代理	型人 (運転 戸籍抄本	免記	午証・旅券・その他	♥ ♥記事項証明書)) //	
代理資格確認書類		委任状		□ その他(1)	
担 当 課		(電話	舌番	号	(内線)))
備考								
2 ※のある欄は、ださい。 3 請求に係る保 4 写しの作成に 5 電磁せくる関い 6 希望すの際にくる関い 7 請提示して 1 は提示して 8 法定代理人が記	希望する。 情談して 質すった。 のででで は、のでででででです。 でででででする。 でででできます。 ででできます。 でできます。 でできます。 でできます。 でき。 できます。 とす。 とす。 とす。 とす。 とす。 とす。 とす。 とす。 とす。 と	場合 のみ にされる かって は、 と は、 ま に は と は に と は に に は に は に は た は に は 、 と か に か と か と か と か と か と か と か と か と か	!人 いいのの 課明 定して 負交 等す 代	な事項を記入してくれてください。□のあれてください。□のあれているでは、できるだけ具体に担となります。費用のでは、準づる方法によると調整の上、記入している。これでは、記入している。これでは、記入している。これでは、記入している。これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、	る欄は、該当す 的に記入してく の額は、係員によ り行います。詳 てください。 (運転免許証、、 質のほか、その資	ださい。 3問い合 しくは、 旅券等) ねを証	なお、 わせくた 係員に を提出 明する書	記入に ごさ問い し、 又 類(戸
精抄本等)を、 書類のほか、本 9 開示に関する〕	人が承諾し	た旨を証明	する	ぶ請求する場合には、 ○書類(委任状等)を持 います。	平人の安住によ 是出し又は提示し	る代理人	さい。	仕(り)

こより補正を求めます。 保有個人情報開示請求書に記載された請求に係る保有個人情報の内容等 補 正 を 要 す る 事 項 補 正 の 期 限 年 月 日 補 正 書 提 出 先 (担 当 課) 添 付 書 類 等 補 正 に				開示請求	に係る	3補正	通知書				
大阪府後期高齢者医療広域連合長 あなたが 年 月 日付けで提出された保有個人情報開示請求書は、次のと 不備がありますので、大阪府後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例第17条第4項の により補正を求めます。 保有個人情報開示請求書 に記載された請求に係る 保有個人情報の内容等 補 正 を 要 す る 事 項 補 正 の 期 限 年 月 日 補 正 書 提 出 先 (担 当 課) 添 付 書 類 等 補 正 に										月	F.
あなたが 年 月 日付けで提出された保有個人情報開示請求書は、次のと不備がありますので、大阪府後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例第17条第4項のにより補正を求めます。 保有個人情報開示請求書に記載された請求に係る保有個人情報の内容等 補 正 を 要 す る 事 項 補 正 の 期 限 年 月 日 補 正 書 提 出 先 (担 当 課)		様				╾ ᠘ ┹╸		^ ' -'^'	E.		F-
に記載された請求に係る 保有個人情報の内容等 補 正 を 要 す る 事 項 補 正 の 期 限 年 月 日 補 正 書 提 出 先 (担 当 課)	不備がありまっ	すので、大		日付けて	で提出さ	された似	呆有個 <i>丿</i>	、情報開	示請才		
補 正 の 期 限 年 月 日 補 正 書 提 出 先 (担 当 課) 添付書類等補正に	に記載され	た請求に依	系る								
補 正 書 提 出 先 (担 当 課) 添付書類等補正に	補正を要	をする事	項								
(担 当 課) 添付書類等補正に	補正	の期	限		年	月	日				
必		類等補正 な 情	: に 報								
備考	備		考								

保有個	人情報開示決定通知語	盐
	/ \ F + 	=

様

大阪府後期高齢者医療広域連合長

印

年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、大阪府後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例第18条第1項の規定により、次のとおり保有個人情報の全部を開示することと決定したので通知します。

保有た計	育個ノ 青求り	し情に係	報見	開示! 吊有∫	請求 個人	きまり、情報	こ記載	され 容等							
開保	示 有	ト る	う こ 人		: と 計 幸		定 の								
*	開	示	÷	の	実	施	i 方	法							
*	開	示	を	実	施	す	るし	日時	午前午後	年 時	月 分から	日 午前 午後	() 時	分までの間
*	費		用		見		積	額							
開	示		の	実	Ę	施	場	所							
担				7	í			課	(電	話番号				(内線))
備								考							

- (注) 1 開示の実施方法等については、この通知のあった日から起算して30日以内に別添の保有個人情報開示実施方法等申出書(様式第16号)により申し出てください。 (保有個人情報開示請求書に記載された開示の実施方法等に変更がない場合は、その記載された部分については改めて申し出る必要はありません。)
 - 2 ※のある欄には、実施することができる開示の実施方法等(保有個人情報開示請求書に記載された開示の実施方法等について実施ができる場合は、当該実施方法等)について記載しています。
 - 3 開示の日時の記載がある場合で、当該日時に支障のある場合は、あらかじめ担当課に連絡してください。
 - 4 費用は開示の当日に持参し、納付してください。
 - 5 開示を受ける際には、この通知書を提示し、請求者本人であることを証明するため に必要な書類(運転免許証、旅券等)を提出し、又は提示してください。
 - 6 法定代理人が開示を受ける場合には、法定代理人に係る注5の書類のほか、その資格を証明する書類(戸籍抄本等)を、本人の委任による代理人が請求する場合には、本人の委任による代理人に係る注5の書類のほか、本人が承諾した旨を証明する書類(委任状等)を提出し、又は提示してください。

保有個人情報部分開示決定通知書

号 月 H

様

大阪府後期高齢者医療広域連合長

印

日付けで開示請求のあった保有個人情報については、大阪府後期高齢者医 療広域連合個人情報保護条例第18条第1項の規定により、次のとおりその一部を開示することと 決定したので通知します。

保有個人情報開示請求書に記載され た請求に係る保有個人情報の内容等		
一部を開示することと決定した 保有個人情報の内容		
開示しないことと決定した部分		
開示しない理由		
※開示しないことと決定した部分の 開 示 予 定 期 日	年 月 日	
※ 開 示 の 実 施 方 法		
※ 開示を実施する日時	年 月 日 (午前 午前 時 分から ケベ) 時 分までの間
	午後午後	
開 示 の 実 施 場 所		
担当課	(電話番号	(内線))
備考		

(教示)

この処分に不服のあるときは、次のとおり審査請求をし、又は取消しの訴えを提起することが

- できます。
 (1) この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、大阪府後期高齢者医療広域連合長に審査請求をすることができます(なお、通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができ (1) なくなります。)
- この通知書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、大阪府後期高齢者医療広域連 合を被告として(訴訟において大阪府後期高齢者医療広域連合を代表する者は、大阪府後期高齢者医療広域連合長となります。)、この処分の取消しの訴えを提起することができます(な 師有医療広域連合長となります。)、この処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、通知書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、(1)の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

 三)1 ※のある欄には、開示請求した保有個人情報の一部を開示しないこととした理由がなくなる期日をあらかじめ明示することができるときはその期日を記入していますので、その
- (注) 1
 - 日以降改めて請求してください。 開示の実施方法等については、 開示の実施方法等については、この通知のあった日から起算して30日以内に別添の保有個人情報開示実施方法等申出書(様式第16号)により申し出てください(保有個人情報開示請求書に記載された開示の実施方法等に変更がない場合は、その記載された部分に
 - ついては改めて申し出る必要はありません。)。 3 ※※のある欄には、実施することができる開示の実施方法等(保有個人情報開示請求書 に記載された開示の実施方法等について実施ができる場合は当該実施方法等)について記 載しています。
 - 開示の日時の記載がある場合で、当該日時に支障のある場合は、あらかじめ担当課に連 絡してください。

 - 費用は開示の当日に持参し、納付してください。 開示を受ける際には、この通知書を提示し、請求者本人であることを証明するために必要な書類(運転免許証、旅券等)を提出し、又は提示してください。
 - 法定代理人が開示を受ける場合には、法定代理人に係る注6の書類のほか、その資格を 証明する書類(戸籍抄本等)を、本人の委任による代理人が請求する場合には、本人の委 任による代理人に係る注6の書類のほか、本人が承諾した旨を証明する書類(委任状等) を提出し、又は提示してください。

	保有個。	人情報非	開示決	定通知書
--	------	------	-----	------

様

大阪府後期高齢者医療広域連合長

印

年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、大阪府後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例第18条第2項の規定により、次のとおり開示しないことと決定したので通知します。

		情報開 係る保									
開保		ない 個 人									
開	示	L	な	٧١	理	由					
*	開	示	予	定	期	日		年	月	日	
担			当			課	(電話番号			(内線))
備						考					

(教示)

この処分に不服のあるときは、次のとおり審査請求をし、又は取消しの訴えを提起することができます。

- (1) この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、大阪府後期高齢者医療広域連合長に審査請求をすることができます(なお、通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)。 (2) この通知書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、大阪府後期高齢者医療広
- (2) この通知書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、大阪府後期高齢者医療広域連合を被告として(訴訟において大阪府後期高齢者医療広域連合を代表する者は、大阪府後期高齢者医療広域連合長となります。)、この処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、通知書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、(1)の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます
- (注) ※のある欄には、開示請求した保有個人情報を開示しないこととした理由がなくなる期日をあらかじめ明示することができるときはその期日を記入していますので、その日以降改めて請求してください。

保有個.	、情報開示請求拒否決定通知	聿
		一

様

大阪府後期高齢者医療広域連合長

印

年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、大阪府後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例第16条の規定により、次のとおりその開示請求を拒否することと決定したので通知します。

	有個 <i>。</i> 清求に												
請	求	を	拒	否	す	る	理	由					
*	開		示	予	定	•	期	日		年	月	日	
担				当				課	(電話番号			(内線))
備								考					

(教示)

この処分に不服のあるときは、次のとおり審査請求をし、又は取消しの訴えを提起することができます。

- (1) この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、大阪府後期高齢者医療広域連合長に審査請求をすることができます(なお、通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)。
- (2) この通知書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、大阪府後期高齢者医療広域連合を被告として(訴訟において大阪府後期高齢者医療広域連合を代表する者は、大阪府後期高齢者医療広域連合長となります。)、この処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、通知書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、(1)の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- (注) ※のある欄には、開示請求を拒否した理由がなくなる期日をあらかじめ明示することができるときはその期日を記入していますので、その日以降改めて請求してください。

不存在による非開示決定	?涌知書
-------------	------

様

大阪府後期高齢者医療広域連合長

印

年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、当該保有個人情報を保有していないため、大阪府後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例第18条第2項の規定により、次のとおり開示しないことと決定したので通知します。

保有個人情報開示請求書に記載された請求に係る保有個人情報の内容等			
請求に係る個人情報を保有していない理由			
担 当 課	(電話番号	(内線)))
備考			

(教示)

この処分に不服のあるときは、次のとおり審査請求をし、又は取消しの訴えを提起することができます。

- (1) この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、大阪府後期高齢者医療広域連合長に審査請求をすることができます(なお、通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)。
- (2) この通知書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、大阪府後期高齢者医療広域連合を被告として(訴訟において大阪府後期高齢者医療広域連合を代表する者は、大阪府後期高齢者医療広域連合長となります。)、この処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、通知書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、(1)の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます

保有個人	情報單示決	定室期間	延長通知書
	1 H + X 7TT / 1 * 1 / 1	VI 4 2011 BT	

様

大阪府後期高齢者医療広域連合長

印

年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、大阪府後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例第19条第2項の規定により、次のとおり決定期間を延長したので通知します。

	、情報開え に係る保存									
当初の)開示	決定:	等 の	期限		年	月	日		
延長	後後	の	期	間			日間			
延長後	の開示	、決 定	等の	期限		年	月	日		
延	長	の	理	由						
担		当		課	(電話番号			(内線))	
備				考						

保有任	個人情報開示決定等の期限の特例通知	中書			
			第 年	月	号 日
様					
	大阪府後期高齢者医療広域運	車合長			印
	けであった保有個人情報の開示請求に 人情報保護条例第20条第1項の規定				
保有個人情報開示請求書に 記載された請求に係る 保有個人情報の内容等					
当 初 の 開 示 決 定 等 の 期 限	年	月	E	1	
開示決定等の期限の特例を適用する理由					
開示請求に係る保有個人 情報のうち開示請求が あった日から起算して 30日(注)以内に開示 決定等を行う部分					
大阪府後期高齢者医療広域 連合個人情報保護条例第2 0条第3項の残りの保有個 人情報について開示 決定等を行う期限	年	月	Ē	3	
担 当 課					
備考					
	広域連合個人情報保護条例第17条賃 求めた場合においては、30日に当記				
		受付着	番号第	7	쿵

伢	是有個人情報開示請求事案移送通知書	<u>+</u>			
			第 年	月	号 日
様					
	大阪府後期高齢者医療広域	連合長			印
	けであった保有個人情報の開示請求 条例第21条第1項の規定により、				
保有個人情報開示請求書に 記載された請求に係る 保有個人情報の内容等					
事 案 を 移 送 し た保有個人情報の内容					
移送をした実施機関の 担 当 課					
移送を受けた実施機関					
移送を受けた実施機関の担 当 課					
移送をした日	年	月	日		
移送をした理由					
備考					
	示決定等は、移送を受けた実施機関 開示の実施に関する連絡は、移送を			-	果が行
		受付着	番号第	Ę	7

第三者意見書提出機会通知書

 第
 号

 年
 月

 日

様

大阪府後期高齢者医療広域連合長

印

あなた(貴団体)に関する情報が記録されている保有個人情報について、次のとおり、大阪 府後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例第12条第1項又は第2項の規定による保有個人 情報の開示請求がなされています。

つきましては、同条例第 2 2 条第 1 項の規定に基づき、あなた(貴団体)は意見を書面により提出することができますので、ご意見があれば、別紙「開示請求に係る意見書」により、ご提出ください。

開;	示 訁	清	求	がる	あ	つ	た	日		年	月	日	
請求され	に保 いて												
上記あな													
意	見	書	の	提	Н	ᆸ	期	限		年	月	日	
意	見 (担		書	携 当	1	Н	寸 課)	先					
備								考					

開示請求に係る意見書

様

年 月 日

大阪府後期高齢者医療広域連合長

氏 名 (法人その他の団体にあっては、) (その名称及び代表者の氏名)

住 所 又 は 居 所 (法人その他の団体にあっては、) 主 た る 事 務 所 の 所 在 地)

 連
 絡
 先

 (法人その他の団体にあっては、)

担当者の氏名及び連絡先

電話番号() —

年 月 日付け 第 号で通知のあった件について、次のとおり提出します。

1 □開示に反対しない。

2 □開示に反対する。

保有個人情報の開示に ついての反対の意思の 有 無 及 び 意 見

(該当する□に **レ**印を 付してください。 2を選 んだ場合は、 2(1)及び(2) 欄にも記入してくださ い。) (1) 開示に反対する部分(具体的に記入してください。)

(2) 開示に反対する理由

第三者意見書提出機会通知書

 第
 号

 年
 月

 日

様

大阪府後期高齢者医療広域連合長

囙

あなた(貴団体)に関する情報が含まれている保有個人情報について、次のとおり、大阪府後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例第12条第1項又は第2項の規定による保有個人情報の開示請求がなされています。

つきましては、同条例第22条第2項の規定に基づき、あなた(貴団体)は意見を書面により提出することができますので、ご意見があれば、別紙「開示請求に係る意見書」により、ご提出ください。

開示請求があった日	年 月 日	
請求に係る保有個人情報が記録されている行政文書の名称		
上記行政文書に記録されたあなた(貴団体)の情報の内容		
書面により意見を提出する機会を与える理由		
意見書の提出期限	年 月 日	
意 見 書 提 出 先 (担 当 課)		
備 考		

3 3/14 4				
	開示請求に係る意見書	年	月	日
大阪府後期高齢者医	療広域連合長様	+	Л	Н
	名 その他の団体にあっては、) 名称及び代表者の氏名)			
	所 又 は 居 所 その他の団体にあっては、) こる事務所の所在地			
	終 先 その他の団体にあっては、) i者の氏名及び連絡先, 電話番号() —		
年 月	日付け 第 号で通知のあった件について	こ、次のとおり) 提出し	 _ます。
	 □開示に反対しない。 □開示に反対する。 (1) 開示に反対する部分(具体的に記述) 	己入してくだ	さい。)	
保有個人情報の開ついての反対の意有無及び意	思の			
	(2) 開示に反対する理由			

第三者に関する情報が含まれている 保有個人情報の開示決定に係る通知書

第 묽 月

年

様

大阪府後期高齢者医療広域連合長

印

日

あなた(貴団体)に関する情報が含まれている保有個人情報について、大阪府後期高齢者医 療広域連合個人情報保護条例第18条第1項の規定により開示することと決定したので、同条 例第22条第3項の規定により通知します。

保有個人情報開示決定通知 書の文書番号等	年 部分開示決定)	月	日付け	第	号による	(開示決定・
開示することと決定した 保有個人情報が記録されて いる行政文書の名称						
上記行政文書に記録された あなた (貴団体)の情報						
開示決定をした理由						
開示を実施する日		年	月	日		
担 当 課	(電話番号				(内線))
備考						

(教示)

この処分に不服のあるときは、次のとおり審査請求をし、又は取消しの訴えを提起するこ とができます。

- (1) この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、大阪府後期高齢者医療広 域連合長に審査請求をすることができます(なお、通知書を受け取った日の翌日から起算 して3か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をす ることができなくなります。)。
- この通知書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、大阪府後期高齢者医療広 域連合を被告として(訴訟において大阪府後期高齢者医療広域連合を代表する者は、大阪 府後期高齢者医療広域連合長となります。)、この処分の取消しの訴えを提起することがで きます(なお、通知書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分の 日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくな ります。)。ただし、(1)の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求 に対する裁決書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます

第三者に関する情報が含まれている 保有個人情報の開示決定に係る通知書

第 号年 月 日

様

大阪府後期高齢者医療広域連合長

囙

あなた(貴団体)に関する情報が含まれている保有個人情報について、大阪府後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例第18条第1項の規定により開示することと決定したので、大阪府後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例施行規則第11条第5項の規定により通知します。

保有個人情報開示決定通知 書の文書番号等	年 部分開示決定)	月	日付け	第	号による	(開示決定・
開示することと決定した 保有個人情報が記録されて いる行政文書の名称						
上記行政文書に記録された あなた(貴団体)の情報						
開示を実施する日		年	月	日		
担当課						
備 考						

	保	有個ノ	人情報開為	示実施	方法等	申出章	書				
大阪府後期高齢者医療	皮 广 ຟ 油 ,	公 匡		様					年	月	目
八 狄	京仏씨座	i ——	(郵/雨:								
	住又は居	所居所	(郵便			j	1				
	^{ふり} 氏	名									
	連絡先	(電話	舌番号)								
大阪府後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例第23条第4項の規定により、保有個人情報の開示の実施について次のとおり申し出ます。											
保有個人情報開示決定 の 文 書 番				年	月	日付	けけ	第		号	
希望する開示の実力	施方法	2 3	開閲閲全閲用写用ビのの でしの でいる でいる でいる がの がの がの がの がの がの がの がの がの がの がの がの がの	聴後し聴る付の及のの	び聴取る 必要な対 を対を取取 口法 方法	部分の 希望す を含む 根器	写る。)に □□	の交付)方法	を希望 ットディ	する。	
希望する開示の実施	の日時		前後	年時	月分から	· 分	(一前 一後) 時	— 分)までの)間
開示決定に係る保 ⁷ 情報の一部につ 開示の実施を希望す にあっては当該	いてる場合										
担当	課	(電	話番号					(内線))
備	考										
(注) 1 に こ提注 (保 に に に に に に に に に に に に に	だ有さはこの示る(が書よさ個れ、要開の際運開類るい人た該す示実に転示(代の情部当るは施は免を戸理	な報分す費、の、許受籍人お開にる用閲日こ証け抄にいる事ので、それの	で	間に改を者し当を「は、の内記め付のの課提を、本書に載てし負交等示提法人類	提さ申て担付とし出定のの出れしくとに調、し代委ほでた出だな準整請、理任か	き開るさりずの求又人にな示必いまる上者はによ	ハの要「す方」本是係る場実は「『法記人示る代表があ	含面の こくごし主里は方り よしあて6人、法ま りてるくのが	旦等と 一丁くこご書書出当にん いだとさ類求まさをいのす	等更。 すい証にほるにが 。。明 か場ず 、合	絡い る そに のは、

		保有	1個人	情報訂	工請	求書		F	н	П
大阪府後期高齢者図	医療広り	或連合長		様				年	月	日
	住所	又は居所	(郵付	更番号)				
	ふり 氏	^{がな} 名								
	連絡	先(電話者	L 番号)							
大阪府後期高齢者と 大阪府後期高齢者と 準用する同条例第2	医療広り	或連合個						いて	の規 より、 とおり	次の
保有個人情報の訂正	Eを請え	求します。	1						1	
請求に係る保有個	人情幸	吸の内容								
保有個人情報を特 必 要 と な (例えば申請書を は、申請書の提出	る 提出し	事 項ンた場合								
訂正を求る	りる	箇 所								
訂正を求める内名	字 訂 訂	正 正 後								
代理人が請求する場	易合には	は、次の村	ー 闌にもi	記入して	てくだ	さい。				
本人の氏名及び 又 は 居	住所所	が 氏 住 又 は 居 連絡先		(郵便者 番号)	番号)			
次の欄は記入する。	ン要がる -	ありません								
本人等確認書類	頁 (1) (2)	本 代理人	(運転)		· 旅券	その他	_ `))))
代理資格確認書類	頁	□ 戸籍:		_		F後見登 D他(記事項証	.明書)
担当	果		(電話	番号				(内線))
備										
 (注) 1 該当する番号を○印で囲み、各欄に必要な事項を記入してください。 2 請求の際には、訂正を求める内容が事実に合致することを証明する資料を提出し、又は提示してください。 3 請求に係る保有個人情報の内容については、できるだけ具体的に記入してください。なお、記入に当たっては、係員と相談してください。 4 請求の際には、保有個人情報開示決定通知書又は保有個人情報部分開示決定通知書を持参してください。 5 請求の際には、本人であることを証明するために必要な書類(運転免許証、旅券等)を提出し、又は提示してください。 6 法定代理人が請求する場合には、法定代理人に係る注5の書類のほか、その資格を証明する書類(戸籍抄本等)を、本人の委任による代理人が請求する場合には、本人の委任による代理人に係る注5の書類のほか、本人が承諾した旨を証明する書類(委任状等)を提出し、又は提示してください。 7 訂正に関する連絡は、今後、担当課が行います。 										

訂	TF.	請	求	に	係	る	補	TF.	诵	知	書

第号年月日

様

大阪府後期高齢者医療広域連合長

印

あなたが 年 月 日付けで提出された保有個人情報訂正請求書は、次のとおり 不備がありますので、大阪府後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例第27条第3項におい て準用する同条例第17条第4項の規定により補正を求めます。

保有個人情報訂正請求書に 記載された請求に係る 保有個人情報の内容等	
補正を要する事項	
補 正 の 期 限	年 月 日
補 正 書 提 出 先 (担 当 課)	
添付書類等補正に 必要な情報	
備	

(注) 期限までに補正できない場合は、担当課まで申し出てください。

個人情報訂正決定通知書

様

大阪府後期高齢者医療広域連合長

囙

年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、大阪府後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例第28条第1項の規定により、次のとおり訂正することと決定したので通知します。

保有個人情報訂正 記載された請求 保有個人情報の	さに係る						
訂正することと? 保有個人情報	決定した の内容						
訂正する	箇 所						
訂正の内容-	訂正前						
	訂 正 後						
訂 正 年	月 日		年	月	日		
担 当	課	(電話番号				(内線))
備	考						

保有個	Ţ	桂却 如	△₹	工工油	. 会通	红电
本生间	八	(旧郊年月1)	刀首.	」止伏	化珊	加書

第 뭉 年 月 日

様

大阪府後期高齢者医療広域連合長

印

日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、大阪府後期高齢 者医療広域連合個人情報保護条例第28条第1項の規定により、次のとおりその一部を訂正す ることと決定したので通知します。

保有個人情 に記載され 保有個人	した 請す	三請 求 書 さに 係 る 内 容 等							
一部を訂正することと決定した保有個人情報の内容									
	訂正す	つる箇所							
訂正する	訂正の 内容	訂正前							
部分		訂正後							
	訂正	年 月 日		Ē	丰	月	日		
訂正しない	訂正しない箇所								
部分	訂正しない理由								
担 当 課		(電話番号					(内線))	
備		考							

この処分に不服のあるときは、次のとおり審査請求をし、又は取消しの訴えを提起するこ

- とができます。
 (1) この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、大阪府後期高齢者医療広域連合長に審査請求をすることができます(なお、通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)。
 (2) この通知書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、大阪府後期高齢者医療広ばするたが生して(新沙にないて大阪府後期高齢者医療広域連合を代表する者は、大阪
- 域連合を被告として(訴訟において大阪府後期高齢者医療広域連合を代表する者は、大阪府後期高齢者医療広域連合長となります。)、この処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、通知書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分の 日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、(1)の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができま

個	Y	唐 却	非訂	正決	定通	知書
ш	ノヘ		フトロー	11.1/	ᄱᇄ	

뭉 第 年 月 日

様

大阪府後期高齢者医療広域連合長

印

年 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、大阪府後期高齢 者医療広域連合個人情報保護条例第28条第2項の規定により、次のとおり訂正しないことと 決定したので通知します。

保有個人情報訂 に記載された請 保有個人情報	請求に係る こうしょう かいしゅう かいしょ かいしょ かいしょ かいしょ かいしょ かいしょ かいしゅう かいしゅ かいしゅ かいしゅ かいしゅ かいしゅ はら かいしゅ しゅう かいし かいしゅ しゅう かいしゅ しゅう かいしゅ しゅう しゅう しゅう しゅう しゅう しゅう しゅう しゅう しゅう し			
訂正しないこと。 保有個人情報				
訂正を求め	た箇所			
訂正を求めた内容	訂正前			
可止を水めた門谷	訂 正 後			
訂正しな	い理由			
担 当	課	(電話番号	(内線))
備	考			

この処分に不服のあるときは、次のとおり審査請求をし、又は取消しの訴えを提起するこ

- とができます。
 (1) この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、大阪府後期高齢者医療広域連合長に審査請求をすることができます(なお、通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)。
 (2) この通知書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、大阪府後期高齢者医療広ばするたが生して(新沙にないて大阪府後期高齢者医療広域連合を代表する者は、大阪
- 「この通知書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、人阪府復期高齢有医療広域連合を被告として(訴訟において大阪府後期高齢者医療広域連合を代表する者は、大阪府後期高齢者医療広域連合長となります。)、この処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、通知書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、(1)の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます

保有個	Y	情報訂	作譜	隶指丕	`决'	定通	知書
	∕ ∖	ᆝᆸᄶᆍᅜᆸᅬ	Щ. ПĦ 1	4い1にロ	1/\	ᄺᄱ	ᄱᆿ

第号年月日

様

大阪府後期高齢者医療広域連合長

印

年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、大阪府後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例第26条において準用する同条例第16条の規定により、次のとおりその訂正請求を拒否することと決定したので通知します。

に記載	人情報訂正 された請求 人情報の!	に係る			
訂正請求を拒否する理由					
担	当	課	(電話番号	(内線))
備		考			

(教示)

この処分に不服のあるときは、次のとおり審査請求をし、又は取消しの訴えを提起することができます。

- (1) この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、大阪府後期高齢者医療広域連合長に審査請求をすることができます(なお、通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)。
- (2) この通知書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、大阪府後期高齢者医療広域連合を被告として(訴訟において大阪府後期高齢者医療広域連合を代表する者は、大阪府後期高齢者医療広域連合長となります。)、この処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、通知書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、(1)の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます

不存在	によ	ろき	注訂	下決	定通	知	書
	J - 5	`a) 5		JL-1/\	VE 2013	ΔH	\blacksquare

様

大阪府後期高齢者医療広域連合長

印

年 月 日付けで訂正請求のあった個人情報については、当該個人情報を保有していないため、大阪府後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例第28条第2項の規定により、次のとおり訂正しないことと決定したので通知します。

に記載る	人情報訂正 された請求 人情報の『	に係る			
請求に係る個人情報を保有していない理由					
担	当	課	(電話番号	(内線))
備		考			

(教示)

この処分に不服のあるときは、次のとおり審査請求をし、又は取消しの訴えを提起することができます。

- (1) この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、大阪府後期高齢者医療広域連合長に審査請求をすることができます(なお、通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)。
- (2) この通知書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、大阪府後期高齢者医療広域連合を被告として(訴訟において大阪府後期高齢者医療広域連合を代表する者は、大阪府後期高齢者医療広域連合長となります。)、この処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、通知書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、(1)の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます

保有	個人情報訂正決定等	期間	延長通	知書			
					第 年	月	Ę
様							
	大阪府後期高	齢者	医療広場	或連合長			Ē
年 月 日付け 医療広域連合個人情報保護条 ので通知します。	で訂正請求のあった 例第29条第2項の						
保有個人情報訂正請求書 に記載された請求に係る 保有個人情報の内容等							
当初の訂正決定等の期限	<u> </u>	年	月	日			
延 長 後 の 期 間		日	間				
延長後の訂正決定等の期限	ţ	年	月	日			
延 長 の 理 由							
担 当 課	(電話番号			(F	勺線))
備							

	年 月 空合長 こついては、次のとおり ごを適用することとした	保有個	人情報訂正決定等の期限の特例通知書	
大阪府後期高齢者医療広域連合長 年 月 日付けであった保有個人情報の訂正請求については、次のとま 任後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例第30条第1項の規定を適用することとし 知します。 保有個人情報訂正請求書 に記載された請求に係る 保有個人情報の内容等 当初の訂正決定等の期限の特例を 適用する理由 訂正決定等の期限の特例を 適用する理由 訂正請求に係る保有個人情報 のうち訂正請求があった日から起算して60日(注)以内 に訂正決定等を行う部分	こついては、次のとおりごを適用することとした			 月
年 月 日付けであった保有個人情報の訂正請求については、次のとま f後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例第30条第1項の規定を適用することとし 知します。 保有個人情報訂正請求書 に記載された請求に係る 保有個人情報の内容等 当初の訂正決定等の期限の特例を 適用する理由 訂正決定等の期限の特例を 適用する理由 訂正請求に係る保有個人情報 のうち訂正請求があった日から起算して60日(注)以内 に訂正決定等を行う部分	こついては、次のとおりごを適用することとした	様		
F後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例第30条第1項の規定を適用することとし 通知します。 保有個人情報訂正請求書 に記載された請求に係る 保有個人情報の内容等 当初の訂正決定等の期限の特例を 適用する理由 訂正決定等の期限の特例を 適用する理由 訂正請求に係る保有個人情報 のうち訂正請求があった日から起算して60日(注)以内 に訂正決定等を行う部分	ぎを適用することとした		大阪府後期高齢者医療広域連合長	
に記載された請求に係る 保有個人情報の内容等 当初の訂正決定等の期限の特例を 適用する理由 訂正請求に係る保有個人情報 のうち訂正請求があった日から起算して60日(注)以内に訂正決定等を行う部分		f後期高齢者医療広域連合個人		
の 期 限 年 月 日 訂正決定等の期限の特例を 適 用 す る 理 由 訂正請求に係る保有個人情報 のうち訂正請求があった日から起算して60日(注)以内 に訂正決定等を行う部分		に記載された請求に係る		
適 用 す る 理 由 訂正請求に係る保有個人情報 のうち訂正請求があった日から起算して60日(注)以内 に訂正決定等を行う部分			1	
のうち訂正請求があった日か ら起算して60日(注)以内 に訂正決定等を行う部分				
担当課		のうち訂正請求があった日から起算して60日(注)以内		
		担当課		
備	* 0 TT - 100 3# TT 1	備		
(注)大阪府後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例第27条第3項において準用す例第17条第4項の規定により保有個人情報訂正請求書の補正を求めた場合におい60日に当該補正に要した日数を加えた日数となります。		例第17条第4項の規定に	より保有個人情報訂正請求書の補正を求め	

保	有個人情報訂正請求事案移送通知書			
		第年	月	号日
様				
	大阪府後期高齢者医療広域連合	長		Ē.
	けであった保有個人情報の訂正請求にご 会例第31条第1項の規定により、次の	•		
保有個人情報訂正請求書 に記載された請求に係る 保有個人情報の内容等				
移 送 を し た 個 / 情 報 の 内 名				
移送をした実施機関 <i>の</i> 担 当 誤				
移送を受けた実施機関				
移送を受けた実施機関の 担 当 誤				
移送をした「	年 月 日			
移送をした理り	3			
備	<u></u>			
注)本件訂正請求に係る訂正	 三決定等は、移送を受けた実施機関にお	おいて行いま	:す。	

		個人	.情幸	服利 用 停	上計			年	月	日
大阪府後期高齢者医	療広場	成連合長		様				+	Л	Д
1	住所ス	スは居所	(垂	『便番号)				
	5. p 氏	^{がな} 名								
j	連絡先	上(電話看	€号)							
大阪府後期高齢者医 大阪府後期高齢者医 準用する同条例第1	療広り	域連合個ノ						て	の規り、 より、 とおり	次の
保有個人情報の利用	停止を	を請求しる	ます。							
請求に係る保有個人	、情報	の内容								
保有個人情報を特定 必 要 と な		ために 事 項								
利用停止を求	める	箇 所								
利 用 停 止	の	趣旨	利用	月の停止	消去。	提供の停	止			
利用停止を求	める	理 由								
代理人が請求する場	合にに	は、次の村	闌にも	記入し	てくださ	ر ۱ °				
		sb 氏	がな 名							
本人の氏名及び信 又 は 居	主所所	住 又は居	所所	(郵便	番号)			
		連絡先	(電話	話番号)						
次の欄は記入する必要	要があ	ありません	ν _o							
本人等確認書類	(1) (2)	本 代理人	人 (運転	(運転免詞 公免許証	許証・旅	*券・その その他(他 ())))
代理資格確認書類		□ 戸籍:□ 委任:]		後見登記 他(事項証明	書)
担 当 課		(電	話番	号			(内網	R))
備考										
(注) 1 該当する番号を 2 請求に係る保有 当たっては、係	個人情	青報の内容!	こつい	ては、で				ださい	、なお、	記入

- 保有個人情報開示決定通知書又は保有個人情報部分開示決定通知書をお持ちの方は、請求の際に、
- 提示してください。
 4 請求の際には、本人であることを証明するために必要な書類(運転免許証、旅券等)を提出し、 又は提示してください。
- 法定代理人が請求する場合には、法定代理人に係る注4の書類のほか、その資格を証明する書類(戸籍抄本等)を、本人の委任による代理人が請求する場合には、本人の委任による代理人に係る注 4の書類のほか、本人が承諾した旨を証明する書類(委任状等)を提出し、又は提示してください。
- 6 利用停止に関する連絡は、今後、担当課が行います。

利	用停	止請求	に係	ろ補	正通知書	Ė
11.1	I/IJ IT.	TT 0H 41 V	$\cdot \cdot \cdot - \cdot \cdot \cdot \cdot$	S I III	T-711 VH E	ł

 第
 号

 年
 月

 日

様

大阪府後期高齢者医療広域連合長

印

あなたが 年 月 日付けで提出された保有個人情報利用停止請求書は、次のと おり不備がありますので、大阪府後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例第35条第2項に おいて準用する同条例第17条第4項の規定により補正を求めます。

保有個人情報利用停止請求書 に記載された保有個人情報の 内 容 等	
補正を要する事項	
補 正 の 期 限	年 月 日
補 正 書 提 出 先 (担 当 課)	
添付書類等補正の参考となる情報	
備	

(注) 期限までに補正できない場合は、担当課まで申し出てください。

			保	有個人情報利	用停山	·決定i	通知書				
									第	н	号
									年	月	日
	様										
				大阪府征	後期高	齢者医	療広域	連合長			印
年	三月	日1	付け~	で利用停止請え	犬のあ	った保	有個人	情報につ	いては、	、大阪	京府後
齢者医療広	域連合個	国人情	報保訂	護条例第36彡							
とと決定し	たので連	通知し、	ます。								
保有個人情 に記載さ											
保有個人											
利用停											
決定した保	具有個人情 	青報の[为容								
利用停	止す	る箇	所								
	· 										
利用停	上 0)内	容								
利用信	上 年	F 月	日		年	月	日				
担	当		課	(電話番号				(内線))
備			-1 γ.								
			考								

保有個人情報部分利用停止決定通知書

 第
 号

 年
 月

 日

様

大阪府後期高齢者医療広域連合長

印

年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、大阪府後期 高齢者医療広域連合個人情報保護条例第36条第1項の規定により、次のとおりその一部を利 用停止することと決定したので通知します。

に記載さ	青報利用停止請求 れた請求に係る 人情報の内容等	5						
	用停止することと R有個人情報の内容							
	利用停止する箇所	沂						
利用停止する部分	利用停止の内名	字						
	 利用停止年月日	∄		年	月	日		
利用停止しない	利用停止しなり							
部分	利用停止しない 理	.						
担	当	果	(電話番号				(内線))
備	± , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	与						

(教示)

この処分に不服のあるときは、次のとおり審査請求をし、又は取消しの訴えを提起することができます。

- (1) この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、大阪府後期高齢者医療広域連合長に審査請求をすることができます(なお、通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)。 (2) この通知書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、大阪府後期高齢者医療広
- (2) この通知書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、大阪府後期高齢者医療広域連合を被告として(訴訟において大阪府後期高齢者医療広域連合を代表する者は、大阪府後期高齢者医療広域連合長となります。)、この処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、通知書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、(1)の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

保有個人情	報非利用停止決定通知書	ř
-------	-------------	---

第 号年 月 日

様

大阪府後期高齢者医療広域連合長

印

年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、大阪府後期 高齢者医療広域連合個人情報保護条例第36条第2項の規定により、次のとおり利用停止しな いことと決定したので通知します。

保有個人情報利用停止請求書 に記載された請求に係る 保有個人情報の内容等			
利用停止しないことと決定 した保有個人情報の内容等			
利用停止を求めた箇所			
利用停止を求めた内容			
利用停止しない理由			
担 当 課	(電話番号	(内線)))
備考			

(教示)

この処分に不服のあるときは、次のとおり審査請求をし、又は取消しの訴えを提起することができます。

- (1) この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、大阪府後期高齢者医療広域連合長に審査請求をすることができます(なお、通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)。 (2) この通知書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、大阪府後期高齢者医療広
- (2) この通知書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、大阪府後期高齢者医療広域連合を被告として(訴訟において大阪府後期高齢者医療広域連合を代表する者は、大阪府後期高齢者医療広域連合長となります。)、この処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、通知書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、(1)の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

保有個人	情報利用停止請求拒否決定通知	書
------	----------------	---

第 号年 月 日

様

大阪府後期高齢者医療広域連合長

囙

年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、大阪府後期 高齢者医療広域連合個人情報保護条例第34条において準用する同条例第16条の規定によ り、次のとおりその利用停止請求を拒否することと決定したので通知します。

保有個人情報利用停止請求書 に記載された請求に係る 保有個人情報の内容等			
利 用 停 止 請 求 を 拒 否 す る 理 由			
担 当 課	(電話番号	(内線))
備			

(教示)

この処分に不服のあるときは、次のとおり審査請求をし、又は取消しの訴えを提起することができます。

- (1) この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、大阪府後期高齢者医療広域連合長に審査請求をすることができます(なお、通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)。
- (2) この通知書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、大阪府後期高齢者医療広域連合を被告として(訴訟において大阪府後期高齢者医療広域連合を代表する者は、大阪府後期高齢者医療広域連合長となります。)、この処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、通知書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、(1)の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

不存在による	非利用停止決定通	知書
--------	----------	----

 第
 号

 年
 月

 日

様

大阪府後期高齢者医療広域連合長

印

年 月 日付けで利用停止請求のあった個人情報については、当該個人情報を保有していないため、大阪府後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例第36条第2項の規定により、次のとおり利用停止しないことと決定したので通知します。

に記載され	最利用停止請求 た請求に係る 青報の内容等	5			
	る 個 人 情 報 る い な い 理 E				
担	当	果	(電話番号	(内線))
備	ā.	夸			

(教示)

この処分に不服のあるときは、次のとおり審査請求をし、又は取消しの訴えを提起することができます。

- (1) この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、大阪府後期高齢者医療広域連合長に審査請求をすることができます(なお、通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)。
- (2) この通知書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、大阪府後期高齢者医療広域連合を被告として(訴訟において大阪府後期高齢者医療広域連合を代表する者は、大阪府後期高齢者医療広域連合長となります。)、この処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、通知書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、(1)の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

				保和	有個ノ	情報利用停止沒	央定等期間	間延長通知	知書			
										第		号
										年	月	日
		村	兼									
						大阪府後期	明高齢者図	医療広域	車合長			印
			車合個	固人情報		で利用停止請求の 養条例第37条負						
に記	見載さ	れた	き請	亭止請求 求 に 停 の 内 容	系る							
当初	の利用	用停」	上決気	定等の基	朝限		年	月	日			
延	長	後	0	期	間			日間				
延 }	長 後 定	の 等	利の	用 停 期	止限		年	月	日			
延	長	0	9	理	曲							
担		= 7	当		課	(電話番号			(内線))
備					考							

保有個。	、情報利用停止決定等の期	限の特例通	知書	第年	月	号 日
様	大阪府後期高齢者	医療広域連	合長			印
年 月 日付に 大阪府後期高齢者医療広域連合 ので通知します。	けであった保有個人情報の 合個人情報保護条例第38					
保有個人情報利用停止請求 に記載された請求に係る 保有個人情報の内容等	5					
当初の利用停止決定等の期間	早 年	月	日			
利用停止決定等の期限の特値の規定を適用する理目						
利用停止請求に係る保有個 情報のうち利用停止請求があった日から起算して60日 (注)以内に利用停止決定等を 行 う 部	6 1					
担当言	果					
備	Ť					
(注)大阪府後期高齢者医療原 例第17条第4項の規定は 60日に当該補正に要した		求書の補正				
			受付着	番号第		号

個人情報取扱是正申出書 年 月 日
大阪府後期高齢者医療広域連合長様
住所又は居所 (郵便番号)
^{ふり}
連絡先(電話番号)
大阪府後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例第39条第1項 大阪府後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例第39条第2項において 準用する同条例第12条第2項 とおり
保有個人情報の取扱いの是正を申し出ます。
是正の申出に係る保有個人情 報及びその取扱いの内容
保有個人情報を特定するため に必要となる事項 (例えば申 請書を提出した場合は、 申請書の提出年月日等)
是正を求める内容
代理人による申出の場合には、次の欄にも記入してください。
より がな 氏 名
本人の氏名及び 住 所 又 は 居 所 又 は 居 所
連絡先(電話番号)
次の欄は記入する必要がありません。
本 人 等 確 認 書 類 (1) 本 人 (運転免許証・旅券・その他 ()) (2) 代理人 (運転免許証・旅券・その他 ())
代理資格確認書類□ 戸籍抄本□ 成年後見登記事項証明書□ 委任状□ その他(
担 当 課 (電話番号 (内線))
備
(注) 1 該当する番号を○印で囲み、各欄に必要な事項を記入してください。2 申出に係る保有個人情報の内容及びその取扱いの内容(収集・利用・提供等)については、できるだけ具体的に記入してください。なお、記入に当たっては、係員と相談してください。3 保有個人情報開示決定通知書又は保有個人情報部分開示決定通知書をお持ちの方は、申出の際に、提示してください。
4 申出の際には、本人であることを証明するために必要な書類(運転免許証、旅券等)を提出し、 又は提示してください。 5 法定代理人による申出の場合には、法定代理人に係る注4の書類のほか、その資格を証明する書類(戸
籍抄本等)を、本人の委任による代理人が請求する場合には、本人の委任による代理人に係る注4の書類のほか、本人が承諾した旨を証明する書類(委任状等)を提出し、又は提示してください。 6 是正の申出に関する連絡は、今後、担当課が行います。

保有	個人情報取扱是正申出処理通知書			
		第 年	月	号 日
様				
	大阪府後期高齢者医療広域連合	長		印
	ご是正の申出のあった保有個人情報に 条例第41条第1項の規定により、次			
保有個人情報取扱是正申出書に記載された申出に係る保有個人情報及びその取扱いの内容				
是正を求めた内容				
処理の内容及び理由				
担 当 課	(電話番号 (内線)))
備考				
		受付番号第		号
	L			

ェ	議会談	多 問 治	甭 好 ⊓	書				
街	战 云 哨	n ini y	ᄪᄭᅢ	Ħ		第 年	月	号 E
様								
	大阪府征	後期高歯	冷者医療	療広域退	百合長			É
年 月 日付け 利用停止決定等)に対する審査請 情報保護審議会に諮問したので、 規定により通知します。	す求につい	て、次の	のとお	り大阪府		齢者医	療広域	連合
審査請求に係る開示決定等 (非訂正決定等・非利用停止 決定等)の対象となった保有 個 人 情 報 の 内 容								
開示決定等(非訂正決定等・非利用停止決定等)の内容								
開示決定等(非訂正決定等・非利用停止決定等)の理由								
審査請求の内容								
諮問をした日		年	月	日				
担当課	(電話番号				(内線))
備								

審査請求人等に 実施日等通知書	関する情報が含	まれる保有	す個人情報の関	開示		
大旭日刊起州自				第 年	月	号 日
様						
	大阪府後期	高齢者医療	聚広域連合長			印
あなた(貴団体)に関する情報を 回されることとなりましたので、 おいて準用する同条例第22条第	大阪府後期高齢	者医療広場	成連合個人情報			
保有個人情報開示決定 通知書の文書番号等	年 号	月	日付け		第	
開示する保有個人情報が記録されている行政文書の名称						
上記行政文書に記録された あなた (貴団体)の情報						
開示を実施する日	年	月	Ħ			
担 当 課						
備考						

審査請求人等に関 決定に係る通知		まれる保有	す個人情報の 身	 扇示		
DV/C1=VIV & XE/IF E				第		号
				年	月	日
様						
	大阪府後期	高齢者医療	 底広域連合長			印
あなた(貴団体)に関する情報が ことと決定(裁決)したので、大阪 いて準用する同条例第22条第35	阪府後期高齢者	医療広域運	基合個人情報係			
保有個人情報開示決定 通知書の文書番号等	年号	月	日付け	5	第	
開示する保有個人情報が記録されている行政文書の名称						
上記行政文書に記録されたあなた(貴団体)の情報						
開示決定をした理由						
開示を実施する日	年	月	日			
担当課						
備考						

		提出資料閱	覧 等	申出書					
							年	月	日
大阪府後其	期高齢者医療原	公域連合個人情報保護	審議会	会会長		様			
		名 也の団体にあっては、 及び代表者の氏名	1 1						
	(法人その他	又 は 居 所 也の団体にあっては、 事務所の所在地							
	連 絡 先 (法人その他の団体にあっては、) 担当者の氏名及び連絡先) 電話番号() —								
		広域連合個人情報保護 国人情報保護審議会へ						とおり	大阪府
	の名称又は の名称等								
	5 閲覧等の 方 法	□ 専用機器 イ 写しの無紙に □ 開紙に出 □ ピデオッカ □ 光磁気デ	合方力に準力ッセーィー法しよずしトッデス] 写しの? とものの閲覧) 再生した。	交 覧 も の の の し 写 し 写 し に に し に に に に に に に に に に に に に	付 ものの たものの たもの	n 交付 n の 交 n 交付 n の 交	付 付	取
2 える。 3 <u>7</u>	意見書の名称で よう、係員と村 手しの作成に嬰 用の額は、係員	事項を記入し、□のあ ては資料の名称等につ 目談の上できるだけ具 要する費用は、申出者 員にお問い合わせくだ	いてに 体的に の負担 さい。	は、閲覧等の こ記入して・ 旦となりまっ	の申出 くださ す。	に係る い。	る資料	等が特	-

提	H	答	料	閻	暫	笙	承	謀	浬	知	書
JAE	ш	昗	77	ואלו	~~	7	/+\		ᄱ	ΔH	\blacksquare

第号年月

様

大阪府後期高齢者医療広域連合個人情報保護審議会会長

印

年 月 日付けで求めのあった審議会への提出資料の閲覧等については、大阪 府後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例施行規則第31条第2項の規定により、次のとお り承諾することとしたので通知します。

意見書の名称又は 資料の名称等	
閲覧等の日時	年 月 日 午前(午後) 時 分から 午前(午後) 時 分までの間
閲覧等の実施場所	
費用見積額	
審議会事務局	
備考	

- (注) 1 閲覧等の日時に支障のある場合は、あらかじめ事務局に連絡してください。
 - 2 費用は閲覧等の当日に持参し、納付してください。
 - 3 意見書等の閲覧をする際には、この通知書を提示してください。

提出資料	いい という とうしゅう とうしゅう はいし はい	一部承諾通知書

第号年月

様

大阪府後期高齢者医療広域連合個人情報保護審議会会長

印

年 月 日付けで求めのあった審議会への提出資料の閲覧等については、大阪 府後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例施行規則第31条第2項の規定により、次のとお り承諾することとしたので通知します。

意見書の名称又は資料の名称等	
承諾しないことと した 部分	
承諾しない理由	
閲覧等の日時	年月日午前(午後)時分から 分までの間
閲覧等の実施場所	
費用見積額	
審議会事務局	
備考	

- (注) 1 閲覧等の日時に支障のある場合は、あらかじめ事務局に連絡してください。
 - 2 費用は閲覧等の当日に持参し、納付してください。
 - 3 意見書等の閲覧等をする際には、この通知書を提示してください。

	提出資料閲覧等拒否通知書						
		第 年	月	号 日			
様							
大阪府後期]高齢者医療広域連合個人情報保護審議会会長			印			
年 月 日付けで求めのあった審議会への提出資料の閲覧等については、大阪府後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例施行規則第31条第2項の規定により、次のとおり拒否することとしたので通知します。							
意見書の名称又は 資料の名称等							
承諾しない理由							
審議会事務局							
備考							